

新規指定申請に必要な書類一覧表

※法人・個人で提出書類が異なります。（必須＝○、状況により必要＝△）

※書類提出前に、必ず「確認欄」でチェック「✓」して、書類に不足がないようご確認ください。

※詳しい説明は『新規指定の手引き』に記載しています。必ずお読みください。

横浜市下水道河川局管路保全課（R7.4）

法人	個人	No	書 類 名	注意事項	確認欄
○	○	1	排水設備指定工事店 指定／指定更新 申請書〔第1号様式〕	第1号様式	
○	—	2	登記事項証明書(法人用)の全部事項証明書（現在または履歴）	【原本】を提出 3か月以内のもの	
△	△	3	委任状及び印鑑証明書（【法人】法人登記用のもの、【個人】実印） ・申請書上の申請者が、代表者以外となる場合のみ必要です。 （代表者以外の方が来庁して申請書を提出することについての委任状は不要です。）	【原本】を提出 3か月以内のもの	
△	△	4	営業所の所在地を証する書類（公共料金領収書等又は賃貸借契約書の写しなど） ・指定を受ける営業所の所在地が登記事項証明書(法人用)又は住民票に記載されていない場合のみ。	『写し』を提出	
—	○	5	住民票の写し（代表者のもの、住所地の市区町村で発行） ・本籍、世帯主、マイナンバー、代表者以外の者の記載がないものに限る。	【原本】を提出 3か月以内のもの	
○	○	6	営業所の案内図及びレイアウト図〔第2号様式〕	第2号様式	
○	○	7	営業所の写真（営業所の外観・看板・所内の様子） ・営業している旨が把握できるよう撮影する。	直近のもの	
○	○	8	排水設備工事責任技術者名簿〔第3号様式〕	第3号様式	
○	○	9	排水設備工事責任技術者の合格証又は講習修了証 ・神奈川県下水道協会発行で、有効期間内のもの。	『写し』を提出	
△	△	10	排水設備工事責任技術者の雇用関係を証する書類 ・健康保険証、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書などの写し。	『写し』を提出	
○	○	11	設備・器材所有調書〔第4号様式〕	第4号様式	
○	○	12	設備・器材の写真（倉庫の外観・看板・倉庫内の内部・器材・車両） ・倉庫全体の外観・看板や内部の保管状況、器材・車両の所有状況がわかるよう撮影する。	直近のもの	
△	△	13	横浜市以外の排水設備指定工事店証（3市町村分まで） ・神奈川県内の他の市町村より指定工事店の指定を受けている場合。	『写し』を提出	
△	△	14	横浜市水道局指定給水装置工事事業者指定書 ・横浜市の給水装置工事事業者の指定を受けている場合。	『写し』を提出	

お問合せ先：横浜市下水道河川局管路保全課下水道普及担当

電話045－671－2829